

入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局高陽取水場で使用する電気

公 告 日 令和4年2月10日
(広島市報調達号外649号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格申請書の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和2年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙2 令和3年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙3 使用予定電力量及び実績
別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

別添 一般競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明書について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書等に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽取水場で使用する電気

予定使用電力量 29,081,733 kWh

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽取水場

広島市安佐北区落合二丁目45番48号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買, 借入れ, 修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買, 修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和4年2月17日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>）の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和4年度案件」（以下、同じ）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月17日（木）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月24日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。
ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和4年2月17日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和4年2月24日（木）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和4年2月24日（木）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

- (ア) 入札書第何回
- (イ) 年月日「令和4年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所，商号（名称），代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額
- (オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）
- (カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）
- (キ) 割引料金（月額）
- (ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は，該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって，次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所，商号（名称），代表者職氏名」及び「印」は，広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は，受任者の住所，商号（名称）及び代表者の職氏名とし，印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては，押印を署名に代えることができる。
- 3 入札金額の訂正は認めない。
- 4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して，契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし，別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は，別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に，入札金額（参考 1年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし，2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所「メ」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和4年2月25日開札（広島市水道局高陽取水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記9(2)）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札

に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

(別添「入札書等の提出について」参照)

- イ 入札書及び入札附属書を郵便(配達証明付書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「令和4年2月25日開札(広島市水道局高陽取水場で使用する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和4年2月25日開札(広島市水道局高陽取水場で使用する電気)の入札書在中」と朱書し、親展により前記2(契約担当部局)あて入札書の提出期限(前記9(2))までに必着させなければならない。(別添「入札書等の提出について」参照)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札
- オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札(ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。)
- カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)
- イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年2月25日開札 午後1時30分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書 (案)

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽取水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽取水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単価（常時）	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
基本料金 単価（予備）	〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和4年〇月〇〇日から令和5年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に

1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
- (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
 - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
 - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
 - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
 - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号
広島市
代表者 広島市水道事業管理者
広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
職名 氏名

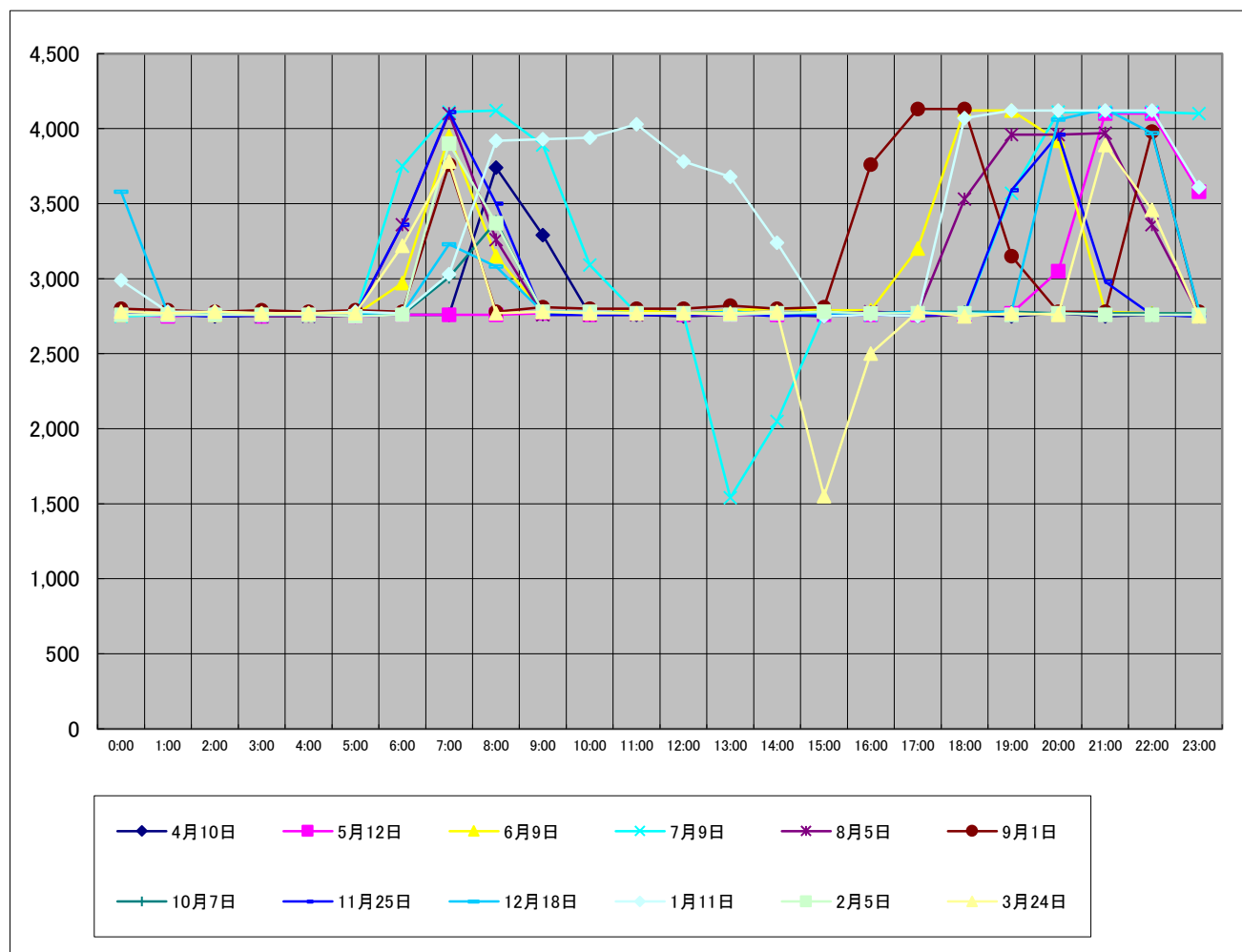
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐北区落合二丁目45番48号 広島市水道局高陽取水場
受 電 設 備	高陽取水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	100,000V
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	2回線受電 (常時回線及び予備回線)
契 約 電 力	4,230kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	99%
予 定 使 用 電 力 量	29,081,733kWh/年
使 用 期 間	令和4年4月1日 0:00 ~ 令和5年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー: GE富士電機メーター株式会社 型 式: FP3E15-R (パルス50,000pulse/kWh)
需 給 地 点	場内に設置した鉄塔100kV配電線の圧縮式開閉ジャンパースリーブの 負荷端子 (圧縮式開閉ジャンパースリーブの所有は中国電力株式会社)
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽取水場への電力供給が 停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努 めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電 促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費 は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

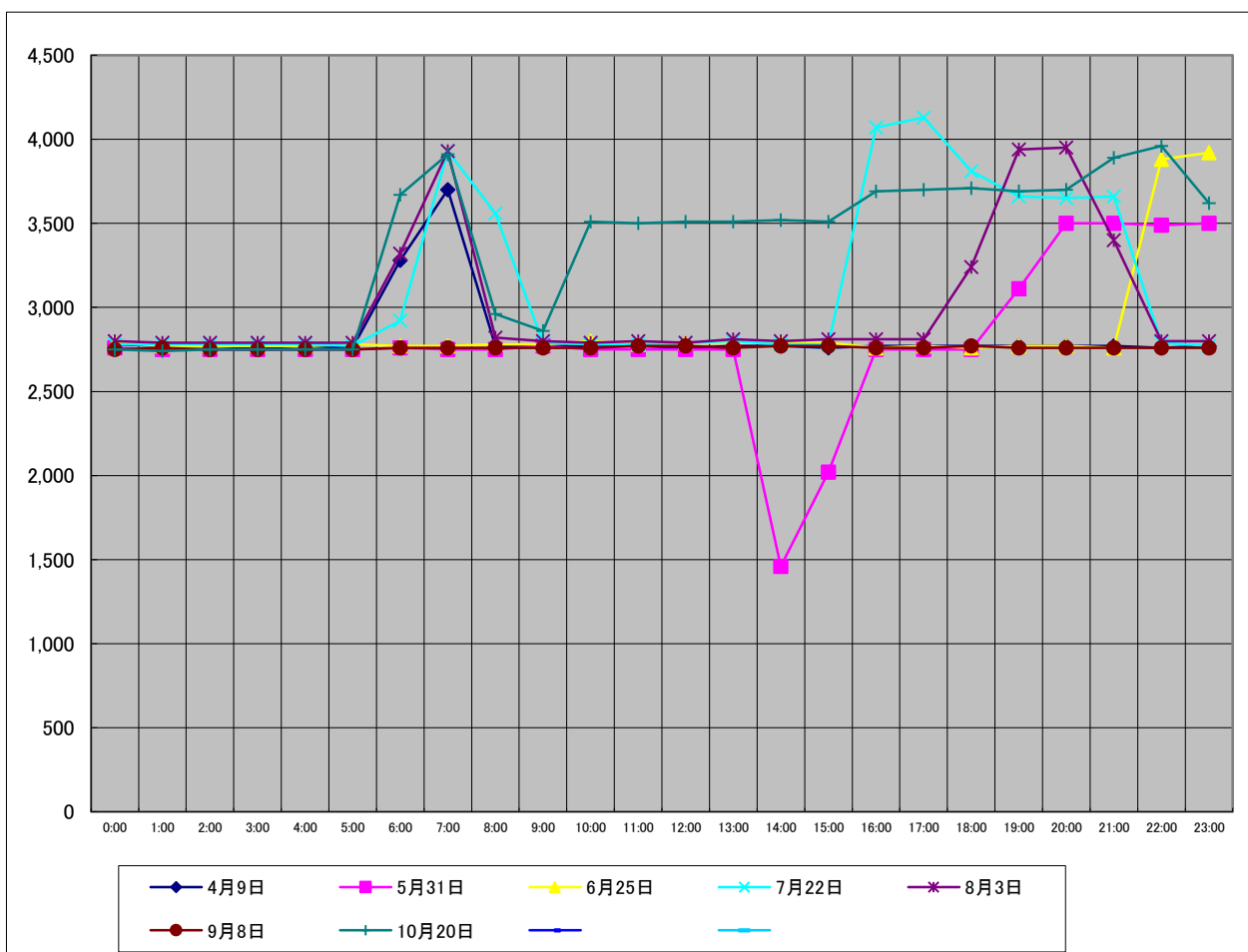
令和2年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月10日	5月12日	6月9日	7月9日	8月5日	9月1日	10月7日	11月25日	12月18日	1月11日	2月5日	3月24日
0:00	2,760	2,760	2,760	2,750	2,770	2,800	2,770	2,770	3580	2990	2760	2780
1:00	2,760	2,750	2,770	2,760	2,760	2,790	2,760	2,760	2770	2780	2760	2770
2:00	2,750	2,760	2,760	2,760	2,760	2,780	2,760	2,750	2770	2780	2760	2780
3:00	2,750	2,750	2,770	2,750	2,750	2,790	2,760	2,760	2770	2770	2760	2770
4:00	2,760	2,760	2,760	2,750	2,750	2,780	2,760	2,760	2770	2770	2760	2770
5:00	2,750	2,750	2,760	2,750	2,750	2,790	2,760	2,760	2770	2780	2750	2770
6:00	2,760	2,760	2,970	3,750	3,360	2,780	2,760	3,360	2770	2770	2760	3220
7:00	2,760	2,760	3,950	4,110	4,100	3,760	3,010	4,110	3230	3030	3900	3780
8:00	3,740	2,760	3,150	4,120	3,260	2,780	3,380	3,500	3080	3920	3370	2770
9:00	3,290	2,770	2,780	3,890	2,760	2,810	2,770	2,760	2780	3930	2780	2780
10:00	2,760	2,760	2,770	3,090	2,760	2,800	2,770	2,760	2780	3940	2780	2770
11:00	2,760	2,770	2,790	2,770	2,760	2,800	2,770	2,760	2770	4030	2770	2770
12:00	2,750	2,760	2,770	2,760	2,760	2,800	2,760	2,760	2770	3780	2770	2770
13:00	2,760	2,760	2,790	1,540	2,770	2,820	2,780	2,770	2780	3680	2760	2770
14:00	2,760	2,760	2,800	2,050	2,770	2,800	2,770	2,750	2770	3240	2770	2780
15:00	2,750	2,760	2,790	2,770	2,770	2,810	2,780	2,760	2770	2750	2780	1550
16:00	2,760	2,760	2,790	2,760	2,780	3,760	2,770	2,760	2770	2760	2770	2500
17:00	2,750	2,760	3,200	2,770	2,770	4,130	2,780	2,760	2780	2750	2770	2780
18:00	2,760	2,760	4,120	2,760	3,530	4,130	2,780	2,770	2770	4070	2770	2750
19:00	2,750	2,770	4,120	3,570	3,960	3,150	2,780	3,590	2780	4120	2760	2770
20:00	2,770	3,050	3,920	4,110	3,960	2,780	2,770	3,960	4060	4120	2770	2760
21:00	2,750	4,100	2,780	4,110	3,970	2,780	2,770	2,980	4130	4120	2760	3890
22:00	2,760	4,100	2,770	4,110	3,360	3,980	2,770	2,760	3970	4120	2760	3460
23:00	2,750	3,580	2,770	4,100	2,760	2,780	2,770	2,750	2790	3610	2760	2750
合計	67,670	70,030	72,610	75,660	73,700	73,180	67,310	71,180	71,980	81,610	68,110	68,260



令和3年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月9日	5月31日	6月25日	7月22日	8月3日	9月8日	10月20日					
0:00	2,780	2,760	2,790	2,780	2,800	2,750	2,750					
1:00	2,770	2,750	2,770	2,780	2,790	2,760	2,740					
2:00	2,770	2,750	2,770	2,780	2,790	2,750	2,750					
3:00	2,760	2,750	2,770	2,780	2,790	2,750	2,750					
4:00	2,770	2,750	2,770	2,780	2,790	2,750	2,750					
5:00	2,760	2,750	2,780	2,770	2,790	2,750	2,750					
6:00	3,280	2,760	2,770	2,920	3,320	2,760	3,670					
7:00	3,700	2,750	2,770	3,930	3,930	2,760	3,910					
8:00	2,770	2,750	2,780	3,560	2,820	2,760	2,960					
9:00	2,770	2,770	2,780	2,790	2,800	2,760	2,860					
10:00	2,770	2,750	2,800	2,780	2,790	2,760	3,510					
11:00	2,770	2,750	2,780	2,780	2,800	2,770	3,500					
12:00	2,760	2,750	2,790	2,790	2,790	2,770	3,510					
13:00	2,770	2,750	2,790	2,800	2,810	2,760	3,510					
14:00	2,770	1,460	2,790	2,780	2,800	2,770	3,520					
15:00	2,760	2,020	2,790	2,780	2,810	2,770	3,510					
16:00	2,770	2,750	2,760	4,070	2,810	2,760	3,690					
17:00	2,770	2,750	2,770	4,130	2,810	2,760	3,700					
18:00	2,770	2,750	2,760	3,810	3,240	2,770	3,710					
19:00	2,770	3,110	2,770	3,660	3,940	2,760	3,690					
20:00	2,770	3,500	2,770	3,650	3,950	2,760	3,700					
21:00	2,770	3,500	2,760	3,660	3,400	2,760	3,890					
22:00	2,760	3,490	3,880	2,790	2,800	2,760	3,960					
23:00	2,770	3,500	3,920	2,770	2,800	2,760	3,620					
合計	67,880	67,370	68,880	75,120	72,170	66,240	80,910	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

時間帯別は、データがないときは作成不要

令和4年度	使用量見込 (kWh)	時間帯別累計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	2,432,167	96,100	96,410	95,500	95,030	95,030	95,710	99,260	113,070	104,980	98,340	98,970	98,250	96,900	96,750	97,810	98,190	99,220	101,510	106,980	111,090	113,120	109,920	114,200	99,827
5月	2,450,218	96,820	97,130	96,210	95,740	95,740	96,420	99,990	113,910	105,760	99,070	99,700	98,980	97,620	97,470	98,530	98,920	99,960	102,260	107,770	111,920	113,960	110,740	115,050	100,548
6月	2,436,224	96,260	96,570	95,660	95,190	95,190	95,870	99,420	113,260	105,160	98,510	99,130	98,420	97,070	96,910	97,970	98,350	99,390	101,680	107,160	111,280	113,310	110,100	114,390	99,974
7月	2,532,962	107,480	109,420	109,370	108,500	107,220	106,980	103,610	104,710	108,770	107,820	111,280	113,260	107,080	97,240	99,010	103,400	102,750	103,780	105,890	107,850	103,790	99,030	102,890	101,832
8月	2,560,507	108,640	110,610	110,560	109,680	108,390	108,140	104,730	105,840	109,950	108,990	112,490	114,490	108,250	98,300	100,090	104,530	103,870	104,900	107,040	109,020	104,920	100,100	104,010	102,967
9月	2,383,315	101,130	102,950	102,900	102,090	100,890	100,660	97,490	98,520	102,340	101,450	104,710	106,570	100,750	91,490	93,160	97,290	96,680	97,640	99,640	101,470	97,660	93,180	96,820	95,835
10月	2,411,136	95,270	95,580	94,680	94,210	94,210	94,890	98,400	112,100	104,080	97,490	98,110	97,400	96,070	95,910	96,960	97,340	98,360	100,630	106,050	110,130	112,140	108,970	113,210	98,946
11月	2,392,699	94,540	94,850	93,950	93,490	93,490	94,160	97,650	111,240	103,280	96,750	97,360	96,660	95,330	95,180	96,220	96,590	97,610	99,860	105,240	109,290	111,280	108,140	112,350	98,189
12月	2,468,848	97,550	97,870	96,940	96,470	96,470	97,160	100,750	114,780	106,570	99,830	100,460	99,730	98,370	98,210	99,280	99,670	100,720	103,040	108,590	112,770	114,820	111,580	115,920	101,298
1月	2,451,156	96,850	97,170	96,250	95,770	95,770	96,460	100,030	113,960	105,800	99,110	99,740	99,020	97,660	97,500	98,570	98,950	100,000	102,300	107,810	111,960	114,000	110,780	115,090	100,606
2月	2,241,865	88,580	88,870	88,030	87,600	87,600	88,220	91,490	104,230	96,770	90,650	91,220	90,560	89,320	89,180	90,150	90,500	91,460	93,560	98,610	102,400	104,270	101,320	105,260	92,015
3月	2,320,636	91,700	91,990	91,120	90,670	90,670	91,320	94,710	107,890	100,170	93,830	94,430	93,750	92,460	92,310	93,320	93,680	94,670	96,850	102,070	106,000	107,930	104,880	108,960	95,256
合計	29,081,733	1,170,920	1,179,420	1,171,170	1,164,440	1,160,670	1,165,990	1,187,530	1,313,510	1,253,630	1,191,840	1,207,600	1,207,090	1,176,880	1,146,450	1,161,070	1,177,410	1,184,690	1,208,010	1,262,850	1,305,180	1,311,200	1,268,740	1,318,150	1,187,293

2 使用電力量及び最大需要量の実績

令和2年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	1,924,010	4,120
5月分	1,993,100	4,110
6月分	2,027,420	4,130
7月分	2,105,730	4,150
8月分	2,104,950	4,150
9月分	1,993,910	4,150
10月分	1,955,790	4,130
11月分	1,957,230	4,130
12月分	2,082,510	4,150
1月分	2,111,200	4,130
2月分	1,770,850	4,120
3月分	1,936,520	3,980
合計	23,963,220	

令和3年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
1,946,390	4,120
1,945,340	4,110
1,927,870	4,110
2,057,490	4,160
1,984,400	4,140
1,903,410	3,580
2,182,560	4,130
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
13,947,460	

使用予定電力使用量(季節別・時間帯別) 令和4年度

月	夏季昼間 時間電力量 kWh	その他季 昼間時間 電力量 kWh	ピーク時 間電力量 kWh	夜間時間 電力量 kWh	計
4月		1,432,030		1,000,137	2,432,167
5月		1,442,660		1,007,558	2,450,218
6月		1,434,440		1,001,784	2,436,224
7月	1,171,300		299,650	1,062,012	2,532,962
8月	1,184,020		302,920	1,073,567	2,560,507
9月	1,102,090		281,940	999,285	2,383,315
10月		1,419,640		991,496	2,411,136
11月		1,408,790		983,909	2,392,699
12月		1,453,640		1,015,208	2,468,848
1月		1,443,200		1,007,956	2,451,156
2月		1,319,970		921,895	2,241,865
3月		1,366,350		954,286	2,320,636
計	3,457,410	12,720,720	884,510	12,019,093	29,081,733

夏季昼間時間：7月1日から9月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

その他季昼間時間：10月1日から翌年6月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

ピーク時間：7月1日から9月30日までの期間で、13時から16時までの時間とする。

ただし、休日等に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

休日等：日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

1月2日～4日、5月1日2日、12月30日31日。